

平成22年7月7日

よくある質問と回答 (破産債権届出について)

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

破産者株式会社エフオーアイ（東京地方裁判所平成22年（フ）第8700号。以下「F O I」といいます。）の破産債権届出につきまして、よくある質問と回答（Q&A）を準備しましたので、ご参照ください。

- 1 Q 裁判所から破産手続開始通知が届きました。どうしたらよいのでしょうか？

A F O I が粉飾行為を行っていたため、F O I の株主は本来ならば劣後的地位にあるところ、被った損害の賠償請求権を破産債権として行使する権利を認めるという異例の取り扱いをします。F O I は破産したので、この損害賠償請求を行うためには破産債権届出を行わなければなりません。F O I に対して損害の賠償を求める意思がない場合には破産債権届出は不要です。
- 2 Q 破産債権届出を行った場合、どのくらいの配当率が見込めるのでしょうか？

A 現時点における予測では、3%から10%の範囲内となる見込です。但し、今後の事情によっては、配当率は変わることもあります。
- 3 Q 破産配当金はいつ貰えますか？

A 早ければ平成23年3月頃の見込みですが、それ以上に管財業務が長引いた場合には長引いた期間だけ遅れる見込です。
- 4 Q 破産債権届出をして破産配当金を貰うための費用や手数料は掛かりますか？

A 破産管財人が費用や手数料を請求することはありません。但し、配当を実施する際に、銀行振込手数料が配当金から差し引かれます。
- 5 Q F O I に関係ない株式の取引部分を塗り潰した証拠書類は認められますか？

A 塗り潰しにより、F O I 銘柄に関する取引履歴の一部を隠したと考えられる余地が僅かでもある場合には証拠不十分として異議を述べる予定です。なお、破産債権届出書および添付された証拠書類は、裁判所において閲覧謄写に供されます。
- 6 Q 破産配当金を税務上どのように取り扱えばいいですか？

A 最寄りの税務署または税理士などにお問い合わせください。破産管財人は税務上の見解を述べる立場にありません。
- 7 Q 粉飾行為に関与した役員などの関係者を訴えたい。破産債権届出と被害者弁護団への届出のどちらをすればいいですか？

A 破産債権届出をただけでは役員等に対する損害賠償請求訴訟に参加したことになりません。被害者弁護団に参加した場合、被害者弁護団が破産債権届出を代行すると聞いています。また、重複した破産債権届出を防ぐためにも被害者弁護団に参加する場合には被害者弁護団を通じて破産債権届出してください。

8 Q 破産管財人と被害者弁護団はどういう関係ですか？

A 破産管財人は東京地方裁判所から選任された機関で、公正中立な立場で破産管財業務を進めていきます。破産管財人と被害者弁護団との間には何らの関係もありません。

今後も、必要に応じて、よくある質問と回答を本ウェブサイトに掲載する予定ですので、参考にしていただき、管財業務の円滑な遂行にご協力いただきますよう、宜しくお願いいたします。

以 上